

## 国際会計基準審議会（IASB）へのコメント

企業会計基準委員会（ASBJ）は、国際会計基準審議会（IASB）の活動に関してIASBの毎月の会議資料を検討し、日本の意見をIASBに伝えている。当委員会は、IASBの公表する公開草案に対して公式に書面でコメントを行うほか、国際的な会計基準の開発に貢献するため、特に重要な事項についてIASBと異なる見解を有する場合には、適宜IASBに対して書面で我々の意見を伝えることにしている。

※改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益認識」に対するコメント（2012年3月13日提出）は、特別企画「ASBJからの海外に向けた意見発信」87頁を参照してください。

### 公開草案「経過措置ガイダンス（IFRS第10号の修正案）」に対するコメント

2012年3月21日

国際会計基準審議会 御中

我々は、連結に関する会計基準の改善のための国際会計基準審議会（IASB）の継続的な取組みに敬意を表するとともに、公開草案「経過措置ガイダンス（IFRS第10号の修正案）」（以下「本公開草案」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。

#### I. 本公開草案に対するコメント

1. 我々は、IFRS第10号の経過措置を明確化し、一定の経過的な救済措置を設けることを目的とした本公開草案の提案を支持する。
2. 本公開草案の再審議に際しては、IFRS初度適用企業に対し、既存のIFRS適用企業に提供されることになる救済措置と類似のものを設ける必要性についても検討が行われることを期待する。

#### II. 各質問に対するコメント

3. 本公開草案に提示されている質問に対する我々のコメントは次のとおりである。

## 質問 1

当審議会は、IFRS 第 10 号における「適用開始日」の明確化を提案している。IFRS 第 10 号についての適用開始日は、「IFRS 第 10 号が最初に適用される事業年度の期首」となる。また当審議会は、C4 項及び C5 項に編集上の修正を加えて、適用開始日に達した連結の結論が IAS 第 27 号／SIC 第 12 号と IFRS 第 10 号とで異なる場合に、投資者が比較期間をどのように遡及的に修正しなければならないのかを明確にすることも提案している。

提案している修正に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのような代替案を提案するか。

4. 「適用開始日」の意味と、比較期間の遡及修正の方法を明確化する修正案を支持する。我々は、この修正によって、IFRS 第 10 号の最初の適用時に、連結の会計処理を具体的に行うに際して、整合的な会計処理が確保されることになると考える。
5. ただし、現在、本公開草案や投資企業の公開草案により IFRS 第 10 号の修正の可能性が生じているため、発効日の懸念や遡及修正のさらなる免除を求める意見がある場合には、再審議の過程で、そうした意見も十分に考慮して進めることが適当であると考えます。

## 質問 2

当審議会は、IFRS 第 10 号の C3 項を修正して、適用開始日に達した連結の結論が IAS 第 27 号／SIC 第 12 号と IFRS 第 10 号と同じである場合には、企業への関与に関する従前の会計処理に修正を加える必要はないことを明確にする。その結果、当審議会は、投資先に対する投資者の持分が比較期間中に処分され、適用開始日において IAS 第 27 号／SIC 第 12 号でも IFRS 第 10 号でも連結が生じない場合についても、IFRS 第 10 号の遡及適用の免除を適用することを確認している。

提案している修正に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのような代替案を提案するか。

6. 本公開草案の提案によると、投資先の処分時期が、適用開始日の直前にあるか直後にあるかにより、比較期間の会計処理が大きく異なる可能性があるという懸念が考えられる。しかし、我々は、遡及修正の利点を享受しつつ、本公開草案の BC5 項に示されているように作成者の実務負担を上回るほどには利用者にとっての目的適合性がない可能性のある領域について、一定の免除を提供することの便益についても理解している。
7. したがって、比較期間中に処分され、適用開始日で連結が生じない場合に、IFRS 第 10 号の遡及適用の免除を適用する提案を支持する。

(初度適用について)

8. 我々は、新たな基準への移行に際しては、既存の IFRS 適用企業と同様の救済措置を

IFRSの初度適用企業にも提供可能かどうか検討する必要があると考えている。

9. 本公開草案における提案からは、例えば、2013年12月31日以前に開始する事業年度にIFRSを採用する初度適用企業に対し、比較期間中における投資先への投資の処分に関して、既存のIFRS適用企業に与えられる救済措置と類似の措置を提供する余地もあると考えられる。本公開草案の再審議においても、そうした観点から、初度適用企業の取扱いの検討が行われることを期待する。

\*\*\*\*\*

我々のコメントが、本プロジェクトにおけるIASBの今後の審議に貢献することを期待する。

新井 武広

連結・特別目的会社専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長